



学校における卒業式の実施並びに修学旅行及び部活動への最大限の配慮をお願いするものです。



事務連絡 資料 2
令和3年3月5日

関係各都県・指定都市教育委員会指導事務主管課
関係各都県教育委員会幼稚園主管課
関係各都県私立学校主管部課
附属学校を置く関係各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた関係各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課
児童生徒課
幼児教育課
健康教育・食育課
スポーツ庁政策課
文化庁参事官（芸術文化担当）

学校における卒業式の実施並びに修学旅行及び部活動への最大限の配慮について

卒業式や修学旅行等の実施については、それぞれの実情等を踏まえて、各学校や学校設置者において適切に御判断いただいているところと思います。

学校行事等は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、各学校や学校設置者においては、教育的意義や児童生徒等の心情等を考慮していただき、年度末に向けて下記の留意事項を踏まえ、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

関係各都県教育委員会におかれては、このことを所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、関係各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、関係各都県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各関係地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く関係各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、厚生労働省におかれては所管の関係専修学校高等課程に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 卒業式について

卒業式等の学校行事は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるものです。卒業式等の実施に当たっては、文部科学省がホームページで示しているQ&A等を参考にして、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫などの措置を適切に講じた上で、実施いただきますようお願いいたします。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること(在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等)
- ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること(祝辞の割愛、式辞等の文書での配付など)

(参考) 文部科学省ホームページ「Q&A (学校設置者・学校関係者の皆様へ) 学校行事に関する事」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

2. 修学旅行について

修学旅行は、学習指導要領に定める特別活動の中の学校行事に位置づけられる有意義な教育活動です。その実施については、感染状況等を踏まえ各学校や学校設置者において適切に御判断いただくものですが、この時期に修学旅行の実施を予定している場合、特に最終学年が実施する場合においては、その教育的意義や児童生徒の心情等を踏まえ、以下の手引きを参考にするなど適切な感染防止策を十分に講じた上で最大限の配慮をお願いします。

(参考) 一般社団法人日本旅行業協会等作成「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第4版)」(2021年1月29日)

<https://www.jata-net.or.jp/virus/>

3. 部活動について

年度末に様々な全国大会が予定されているとともに、春季休業期間に向けて各部活動において様々な活動が計画されることも十分考慮し、地域の感染状況を踏まえ、適切な感染防止策を十分講じた上で、通常の活動に段階的に移行していただきますよう、最大限の配慮をお願いします。

<本件連絡先>

(卒業式について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課

電話：03-5253-4111(内線)2903

(修学旅行について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話：03-5253-4111(内線)2389

(部活動について)

スポーツ庁政策課学校体育室

電話：03-5253-4111(内線)3777

文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室

電話：03-5253-4111(内線)2832